判決年月日	平成22年3月29日	提	知的財産高等裁判所	第 2 部
事件番号	平成21年(行ケ)第10229号	蔀		

商標「イルガッチェフェ」について,商標法3条1項3号(その商品の産地又は 品質を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標)には当たらないが, 商標法4条1項16号(商品の品質の誤認を生ずるおそれがある商標)には当たると された事例

(関連条文) 商標法3条1項3号,4条1項16号

1 原告は,北東アフリカに位置する主権国家である。

被告は,農林水産大臣の設立許可を受けて昭和55年8月29日に設立された公益法人であり,国内コーヒー関連業界の健全な発展等を図るため,コーヒーの輸出入・卸売を業とする者等を会員とする社団法人である。

2 原告は,日本国特許庁に対し,平成17年9月8日付けで下記商標登録を出願し,平成18 年4月6日の登録査定を経て,平成18年5月26日に登録第4955562号として商標登録を取得した。

記

・商標 (本件商標)(標準文字) 「イルガッチェフェ」 ・指定商品 第30類

「コーヒー,コーヒー豆」

- 3 本件訴訟は、被告が、上記商標登録の無効審判請求をしたところ、特許庁が、平成2 1年3月30日付けで、上記商標登録は、商標法3条1項3号(その商品の産地又は品質を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標)・4条1項16号(商品の品質の誤認を生ずるおそれがある商標)に該当すること等を理由にこれを無効とする旨の審決をしたことから、これに不服の原告がその取消しを求めた事案である。
- 4 本判決は,次のとおり判示するなどして,審決のうち指定商品「エチオピア国イルガッチェフェ(YIRGACHEFFE)地域で生産されたコーヒー豆,エチオピア国イルガッチェフェ(YIRGACHEFFE)地域で生産されたコーヒー豆を原材料としたコーヒー」に関する部分を取り消した。
 - 「 我が国においては、『YIRGACHEFFE』又は『イルガッチェフェ』…は、これが『コーヒー,コーヒー豆』に用いられる場合、コーヒー又はコーヒー豆の銘柄又は種類を指すものとして用いられることが多いこと、 我が国において、『イルガッチェフェ』が、エチオピアにおけるコーヒー豆の産地として用いられる場合があるが、その場合でも、上記銘柄又は種類としての『YIRGACHEFFE』又は『イルガッチ

ェフェ』の産地として用いられていることが多いこと… , 上記銘柄又は種類としての『YIRGACHEFFE』又は『イルガッチェフェ』は , エチオピア産の高品質のコーヒー豆又はそれによって製造されたコーヒーについて用いられていることが認められる…。

以上の事実に、…一般に我が国においては、エチオピアの『イルガッチェフェ』(『YIRGACHEFFE』)という地名の認知度は低いものと認められることを総合すると、本件商標が、その指定商品である『コーヒー、コーヒー豆』について用いられた場合、取引者・需要者は、コーヒー豆の産地そのものというよりは、コーヒー又はコーヒー豆の銘柄又は種類、すなわち、エチオピア産(又はエチオピアのシダモ地方イルガッチェフェ地域産)の高品質のコーヒー豆又はそれによって製造されたコーヒーを指すものと認識すると認められる。そうすると、本件商標は、自他識別力を有するものであるということができる。

また,…上記銘柄又は種類としての『YIRGACHEFFE』又は『イルガッチェフェ』は,いろいろな業者によって使用されているのであるが,それがエチオピア産(又はエチオピアのシダモ地方イルガッチェフェ地域産)の高品質のコーヒー豆又はそれによって製造されたコーヒーについて用いられている限り,原告による品質管理の下でエチオピアから輸出されたコーヒー豆又はそれによって製造されたコーヒーについて用いられていることになるから,商標権者が原告である限り,その独占使用を認めるのを公益上適当としないということもできない。

したがって,本件商標登録が商標法3条1項3号が規定する『商品の産地又は品質を 普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標』に該当するということはでき ない」

「…エチオピア国において産地によってコーヒーの風味が異なることからすると,産地に由来する本件商標をエチオピアのシダモ地方イルガッチェフェ地域産以外のコーヒー ,コーヒー豆に使用した場合には ,品質誤認を生ずるおそれがあるというべきである。

. . .

したがって、本件商標は、これをその指定商品中『エチオピア国イルガッチェフェ(YIRGACHEFFE)地域で生産されたコーヒー豆、エチオピア国イルガッチェフェ(YIRGACHEFFE)地域で生産されたコーヒー豆を原材料としたコーヒー』以外の『コーヒー豆、コーヒー』について使用するときは、商品の品質について誤認を生じさせるおそれがあるから、商標法4条1項16号が規定する『商品の品質の誤認を生ずるおそれがある商標』に該当する」